

# 山田郡田図の調査

石上英一

## 序

多和文庫（香川県大川郡志度町松岡弘泰氏所蔵）は、松岡調（天保元年（一八三〇）～明治三十七年（一九〇四））が蒐集した文書・典籍・古器物を架蔵する。その蒐集品の中に現存古絵図中最古の天平七年（七三五）の年紀を持つ田図である所謂「弘福寺領讃岐国山田郡田図」（以下、山田郡田図と称し、原本・写本の別を記し、あるいは多和文庫本を現存本と記す）がある。

本田図は江戸後期より学界に知られ、条里制・田制・農業経営の基本史料として研究されてきた。しかし、現存本の作成時期については諸説があり、またその紙文・彩色などの記載内容は十全な形では学界に提供されていないなど、利用上のいくつかの困難が存在している。そこで、本文稿は、文部省科学研究費一般研究A「現存古地図の歴史地理学的研究」（昭和五三年五五年度、代表土田直鎮）・同一般研究C「弘福寺及び東大寺を中心とした古代寺領莊園の歴史地理学的研究」（昭和五八年度、石上）<sup>①</sup>及び本所の多和文庫の採訪調査の成果に基づき、本田図の伝来、形状と内容、作成時期などの基礎的考察を行なうこととする。

## 一 伝来と研究

### (1) 近世後期における発見と流布

東寺文書の中から山田郡田図を発見し、初めて学界に紹介したのは藤貞幹である。貞幹は寛政七年（一七九五）刊の『好古小録』の巻上書画二十五墾田図に、「天平七年<sup>〔讃岐〕</sup>天平勝宝八年<sup>〔攝津〕</sup>天平宝字三年<sup>〔越中〕</sup>國<sup>〔田〕</sup>田<sup>〔島〕</sup>國<sup>〔島〕</sup>也、古ノ墾田図ノ制ミルベシ」と、東大寺の天平勝宝八歳摂津國島上郡水無瀬莊絵図と天平宝字三年越中国鳴戸開田地図と共に「天平七年<sup>〔讃岐〕</sup>」の田図としてその存在を紹介している。更に、寛政年間稿の『集古図』卷二地理部に上記の一図と共に「讃岐國墾田図」と題して模本を収録している。但し、寺家の署判を略している。佐々木春行（竹筒樓）が譲り受けた貞幹の遺品の目録の『無仏齋遺伝書領目六』（吉沢義則「藤貞幹に就いて」四、『芸文』一三年一二号、一九三三年一月）は、

天平七年<sup>〔八〕</sup>田畠図 一枚

同勝宝<sup>〔八〕</sup>四年水無瀬田畠図 一枚

と、『集古図』所収の三田図の底本となつた模本の伝存を示している。<sup>〔3〕</sup>

これら三田図は、貞幹の紹介により江戸後期以降、古田制研究の基本史

料となつた。天保五年（一八三四）跋の源嵩年著『本朝画図品目』は、貞幹の『好古小録』から三田図を目録に掲げている。<sup>(4)</sup>さて、貞幹が山田郡田図を採訪したのは、東寺文書の調査においてであつた。貞幹が東寺文書書写については不明の点が多いが、その印譜の中核は東大寺の東南院文書とならんで東寺文書から採取したものである。貞幹の印譜は度々増訂され、種々の本や版が存する。それらの系統を概観すれば、安永二年（一七七三）序の『公私古印譜』、『六種図考』卷五璽章、『六種図考』の卷四を二分した安政七年撰の『七種図考』卷六璽章、『六種図考』または『七種図考』の璽章の部を独立させ増補した『金石遺文』、寛政年間稿の『集古図』の卷五印の中の「東寺印図」と『集古図』続録の印章へと発展する。<sup>(6)</sup>例えば最初の『公私古印譜』収載印影四十二の中、「天皇御璽」の一つ、「太政官印」の一つ、「民部之印」・「山背国印」・「山城国印」・「大和國印」・「大和守印」<sup>(7)</sup>・「近江國印」・「尾張國印」・「紀伊國印」・「山田郡印」（讃岐国）・「伊都郡印」・「弘福寺印」の十三印が東寺文書から採録したものである。

貞幹の次に、更に大規模に東寺文書の調査を行なつたのは松平定信である。定信の命で、寛政年間前後に東寺百合文書の書写が行なわれて全一八八冊の写本（国会図書館所蔵）が作成された（上島有「東寺文書の伝来と現状について」『資料館紀要』創刊号、一九七二年三月、二三頁）。定信は更に『集古十種』印譜類の編輯を行なつた。この印譜は、凡例で自から述べる如く貞幹の印譜に依拠していた。特に東大寺文書・東寺文書を典拠とする印影はほとんど貞幹の印譜からの引き写しである（注（6）樋口秀雄「日本古印研究史」、一六四頁参照）。しかし、そのような状況の中でも、定信は直接に東寺文書から新たに印影を採集したり、印の所用例を追加したりしている。その中の新取印影の一つに、山田郡田図に捺印されている「弘福寺」の印文を持つ印影がある。これは、貞幹採集の弘福寺

印の項に追加されたもので、「天平七年十一月田図所印弘福寺領田畠岡一卷教王護國寺所伝」と注記されている。

松平定信に次いで東寺文書の調査を行なつたのは伴信友である。伴信友の調査は文化八年（一八一）四月より同十一年二月二十一日まで数次にわたり行なわれ、その時の調査記録が『東寺古文零聚』七冊として残っている（谷省吾「小浜市立図書館の伴信友文庫について」『小浜市立図書館伴信友文庫目録』及び拙稿「弘福寺及び東大寺を中心とした古代寺領莊園の歴史地理学的研究」参照）。この『東寺古文零聚』は、一九世紀初頭段階における東寺文書中の弘福寺文書群の伝存状況を記録する資料として重要である。この時信友は山田郡田図も調査している。そのことは『東寺古文零聚』六観智院所蔵部の十一丁表に、

○ 田文図  
地境界 弘福寺 金石中井一ウ

天平七年十二月廿五日

○ 田文図 弘福寺 印アリ

と記されていることで知られる。そしてその後、文政三年（一八一〇）に作製した模本が小浜市立図書館所蔵伴信友文庫の「伴信友翁原稿」（伴

18 所収の「讃岐国山田香河郡境田図」）である。その奥書には、

讃岐国山田香河二郡境田図一舗東寺所傳  
藏也弘福寺印以丹捺之文政三年庚辰五

月摸写

と記されている。

伴信友

幕末には、この田図の模本は流布したらしく、嘉永六年（一八五三）序の梶原景惇・景紹編『讃岐国名勝図絵』（卷一～五の前編は嘉永七年刊、演習館蔵板）の卷四（山田郡）上にも「山田香河二郡之境古田縮図」として掲載されている。この図は全体を見開き一葉に縮小模刻すると共に、印の押捺の位置、料紙の朽損の状況を示し、「所捺之印」として「弘福

之寺」の印影も模刻し、更に、「この図ハ東寺の文書をうつせしものに見えて弘福寺の印あれはかの寺に領せし田畠なるへくまた山田香川二郡境とミえたれハ当國なる事ハしるき物から今之何村にかあらんとたつぬるに千百余年の昔のあとなればしる事かたきそくちをしき なほ考へうる事あらはのち書加ふへくこそ」と按文を掲げている。ところで、この『讃岐国名勝図総』前編の卷一扉には「真景松岡信正摸」とあり、卷五香川郡東上の巻末の出版案内には前編について「真景松岡信正圖」とあり、後編・続編(未刊)にも「同」とある。松岡信正とは調の若年の頃の名である。天保元年(一八三〇)生れの調は、嘉永六年(一八五三)に二十四歳である。卷五香川郡東上の「高松城より眺望」の絵には「松岡春祐図」と記されている。春祐は調の信正の次の名で、後に諱とされたものである。調は演習館における本書の出版事業に携わっていたのである。山田郡田図の模刻も、景惇が京都で入手した田図模本を調が縮摸して版下を作成したと考えられる。すなわち、調は幕末より山田郡田図の存在を熟知していたのである。

また本居宣長も「条里図帳考」(本居宣長全集)一九〇三年。『本居宣長全集』一九二七年、吉川弘文館、例言参照)において山田郡田図を条里制史料として紹介し、横山由清も「旧典田制篇」一一(一八八三年)の田籍及田図の項に「集古図所載全図虫損多ケレバ今其ノ半ヲ縮図ス」として山田郡田図の左半部の北地区の図(但し寺家署判は除く)を掲載している。横山由清自身も模写本を所持していたことは「横山由清翁稿本並手沢本目録」(横山由清『日本田制史』、一九二六年、大岡山書店)に「天平七年十二月班田図 一」と記されていることから知られる。

(2) 松岡調の入手

横山由清が『類纂田制篇』二所収図の注記で「右田図東寺所伝今柏木貨一郎所蔵タリ」と指摘する如く、山田郡田図は東寺觀智院から出て柏

木貨一郎が所蔵していた時期のあったことが知られる。この柏木貨一郎は山田郡田図以外にもいくつかの東寺文書を所蔵していたことがわかつていて。すなわち、延暦七年多度神宮寺縁起并資財帳と葛野郡班田図などである。多度神宮寺資財帳はその後多度神社の所蔵となり、葛野郡班田図はその後徳富猪一郎の所蔵となりお茶の水図書館成實堂文庫に現蔵されている。東寺からの東寺文書の流出については、既に信友が『東寺古文零聚』の一の巻首書入れで指摘している(注(5))「東寺百合文書にて」、「一三・一四頁)。奈良・平安時代文書の流出は、信友の調査の後に多くなったが、特に印の捺されている文書が多い。奈良・平安時代文書の流出時期を示す一史料は森世黄輯『集古浪花帖』五である。この書は文政二年(一八一九)刊であるが、この中に、

①宝亀八年七月二十三日民部省牒(天理図書館所蔵)

②承和三年二月五日山城国葛野郡高田郷長解(平松文書)

③延暦七年多度神宮寺伽藍縁起并資財帳(多度神社所蔵)

の三点の東寺文書が模刻されているが、このことは當時既にこれらの文書が寺外に出ていたことを示している。例えば東京大学総合図書館所蔵『川原寺文書』(G718)所収多度神宮寺資財帳等には巻末に「以温古堂藏本写之本書今藏大坂商家云 中山信名」の按文がある。これらにより多度神宮寺資財帳は文政二年頃には寺外に出て大阪にあつたことが明かである。この後、多度神宮寺資財帳は柏木貨一郎所蔵となるのであるが、山田郡田図も同様の路を辿ったことが推測される。

松岡調が山田郡田図を柏木貨一郎から購入したのは明治十五年(一八八二)のことである。調の日記の『年々日記』七六(多和文庫所蔵)の明治十五年三月十四日条に、「柏木貨一郎よりの天平七年の讃岐国田図を得て価は金五十円なり心なき人は破れ反古をいかなる事かと

云めれと此時代の本国の事かけるものハ此国内はもとより全国の内にも有ことなし故に五十円の価ハ安きものと己ハ思へるなりけり」、「この田図今は多和文庫に收めたり」（頭書）とあり、同月十八日条に「本日かの天平の墾田図の価金五十円を丸龜なる銀行の為換証を東京教会所へあつ」、「天平七年の田図の価金五十円を為替にして柏原氏に送る」（頭書）とあり、山田郡田図の箱の中に、  
証

一金五拾円

右者拙者珍藏天平七年讃岐国墾田

図一巻原東寺觀御懇望ニ付御讓申候  
智院所藏

今般右金円正ニ落掌候條為其証  
如斯候也

明治十五年三月廿五日 柏木貨一郎（印）

讃岐國  
松岡調殿

の領収証が保存されている。

このようにして松岡調の所蔵に帰した後に、初めて田図自体の学問的な考究が行なわれるようになった。それは、調が神官として勤務してい

た金刀比羅宮の明堂学校に来て教えていた常陸笠間の水野秋彦の「讃岐国山田郡古田図考」（『歴史地理』二巻六号、一九〇〇年九月）である。これは

『歴史地理』二巻五号の口絵に掲載された小杉榎邨所蔵模写本の「天平七年弘福寺領讃岐山田郡古地図」に対応するもので、調が購入した翌年の十六年（一八八三）九月一日の稿である。八月三十一日の調の亡妻の「年々日記」明治十六年九月一日条には「秋彦ハ己か曩にかたらへる天平七年の田図の考をハえんとてのこれり」とあり、執筆の状況がわかる。この論文の調による写本が多和文庫に所蔵されており、それには同十九年

八月二十四日付の佐藤誠実の評論文の写しが挿み込まれている。この経緯を示すのは小杉榎邨『徵古雜抄』十七地理二である。それには「松岡調讃岐国山田郡古田図得たるよしうれしさにて其図のしきうつしを榎邨に贈り来つる後水野秋彦か其跋文かけるほとは評論してよとものしつる文」として明治十六年十月十五日稿の水野秋彦の「跋讃岐国山田郡古田図卷」と、「かくものせるを見てこのときことの当否いかにやとて佐藤誠実に評論きかむとせうそこつるこたへニ」として右の誠実の長文の評論文を掲載し、文末に「この本書はやかて松岡調におくりて余が机辺にはこの写一紙をとゝめつ 小杉榎邨」とある。すなわち、小杉榎邨と親交のあった松岡調は、山田郡田図の模本を作成し、それと水野秋彦の跋を榎邨に寄贈し、榎邨はその跋文を佐藤誠実に回覧し評論文を得て、それを調に送ったのである。小杉本の口絵への掲載と、水野の田図の全ての記載を翻刻しかつ詳細な注解を付した論文により、山田郡田図は学術的な資料として学界に公開されたのである。そして、明治四〇年（一九〇七）刊の『大日本古文書』七に翻刻されて、更に学術的な利用の便が向上したのである。

疑念の余地なきものならば、既に早く国宝などの指定を受けているはずであると聞く」（六五頁）と述べて、現存本が天平七年の原本ではなくて後代の写本であるとの説があることを示している。岸「班田図と条里制」『日本古代籍帳の研究』一九七三年、塙書房）が注で「現存のものが、延暦十三年五月十一日付弘福寺文書目録（注略）にみえる「讃岐国田白図一巻副郡司牒二枚」に当るかどうか確かでない」（四〇五頁）と断わるもの同様の含意であろう。このように現存本の作成時期について検すべき点が存在する。その作成時期について明言したのは香川県教育委員会編『多和文庫典籍緊急調査報告書』（一九七五年三月、香川県教育委員会）であり、そこには「天平七年讃岐国墾田図模本」として、「模本 鎌倉時代」、「本書、奈良時代の原図の模本にして、模本作成年代は恐らく鎌倉時代か」（四六頁）と記されている。<sup>(1)</sup>この評価がどのような手手続きを経て下されたものであるのかは、論証が一切提示されていないので不明である。筆者も作成時期については、結論的に言えば、天平七年の原本ではなく、原本を後代に精写したものであると考えるが、そのためには予断を排して田図の原本調査（ここに言う原本とは現存本それ自体の意である）から始めねばならない。すなわち第一の課題は、現存本が原本（原撰本）か写本かを明かにすることである。

現存本が原本であるか写本であるかは別として、福尾氏は「内容的に何ら疑念はない」（福尾前掲論文、六七・六八頁）ものであると言う。それを再確認するためにも、山田郡田図が表示している文字を正確に解説し、彩色の意味を解明することが第一の課題となる。山田郡田図の彩色について、福尾論文の釈文が指示するが、未だ明かにされていない点が多く、線によって囲まれた地片が一様に着色されているとの理解もある（日本史研究会古代史部会「律令制成立の基盤について」『日本史研究』一〇七号、一九六九年九月、五〇頁）。また彩色については論及せずに田図を解析す

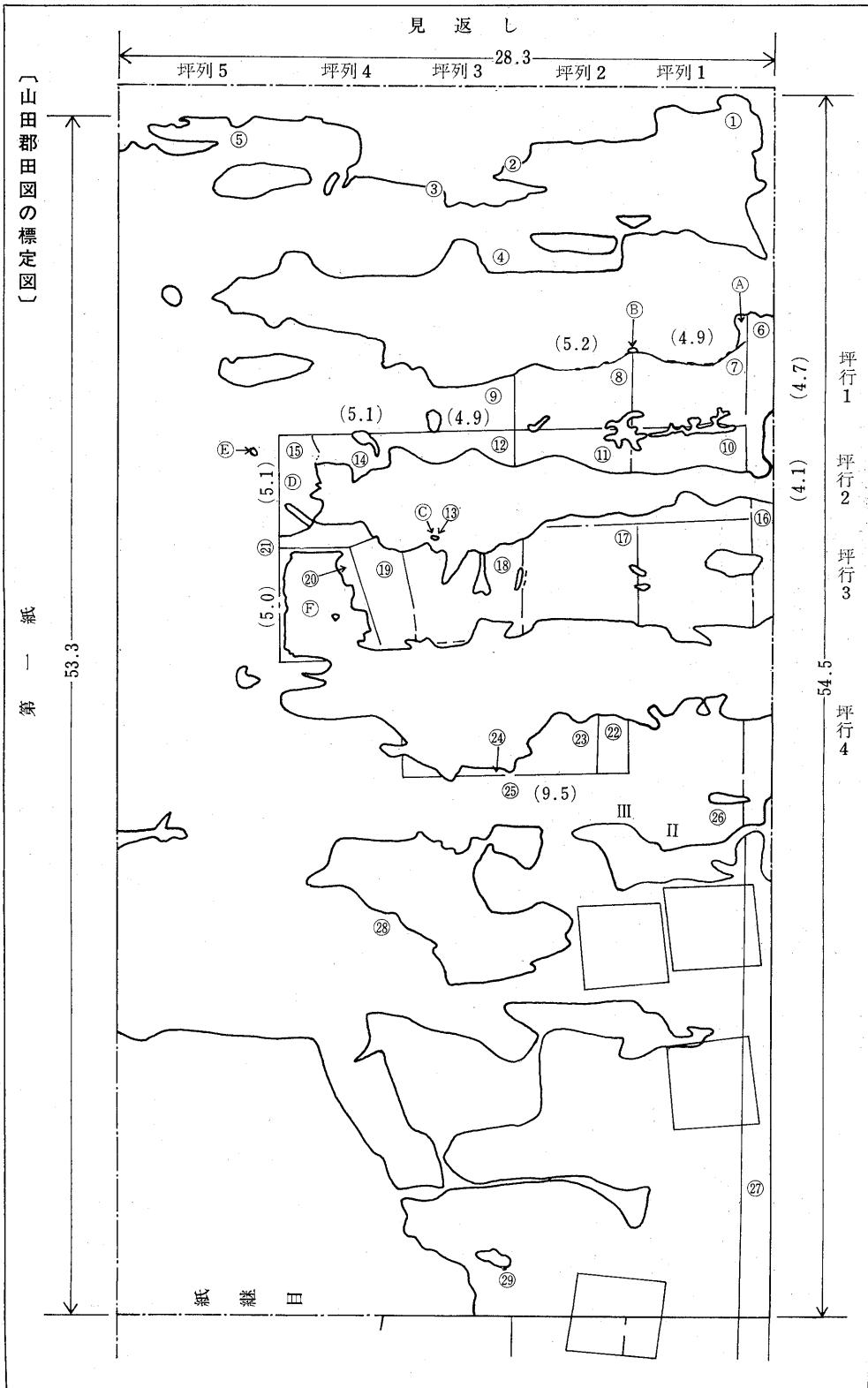
る研究も多い。文字については欠損により判読不能の箇所があるが、これは現存本の観察と江戸後期の模本によりある程度判読できる。

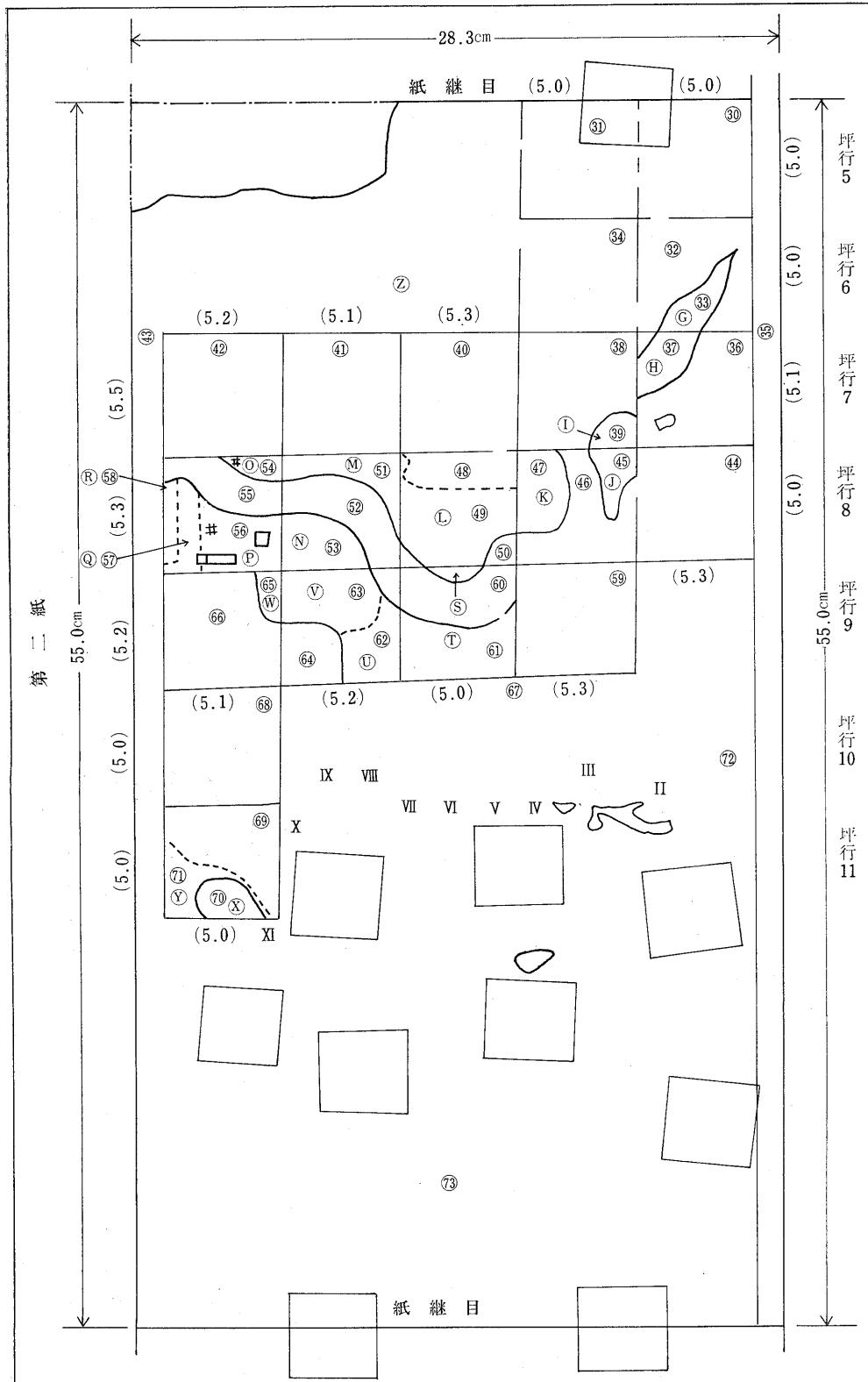
## (2) 形状と釈文

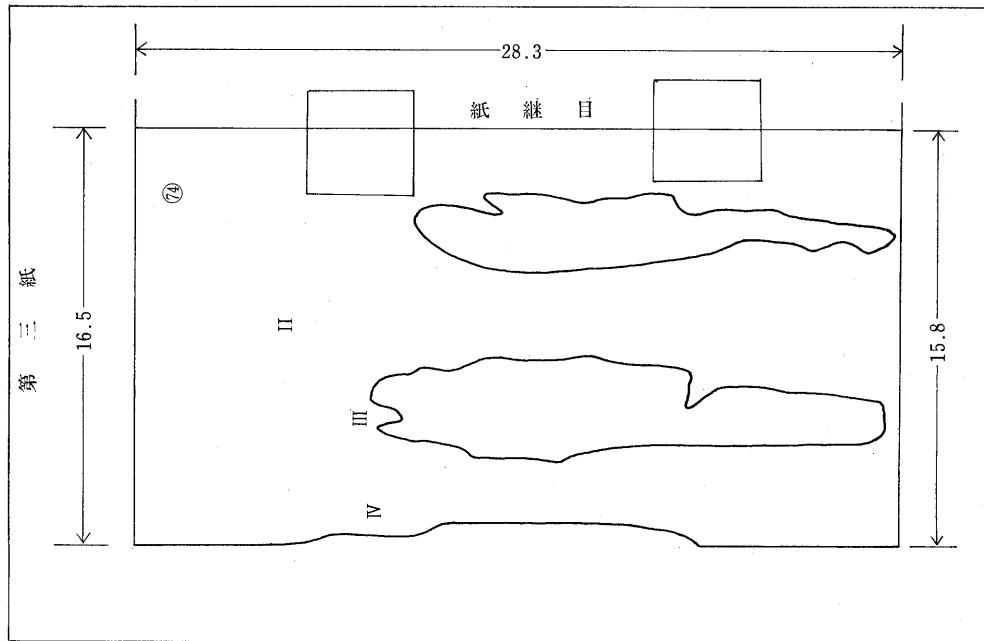
山田郡田図の釈文としては、『大日本古文書』七及び福尾「讃岐国山田郡弘福寺領田図」考所収のものが依拠すべきものとされている。<sup>(2)</sup>また、田図は三紙が貼り継がれた全長約一二五cmの長さであるため、文字を判読するのに十分な大縮尺の写真が提供されていないこと、田図の彩色を再現するカラー図版の精度の高いものが提供されていないことなど、研究の阻害要因がある。それらの全てを解決するには及ばないが、本稿では、写真版を口絵に掲げ、文字・彩色等の標定図を本文中に掲げて、研究の素材を提供し、かつ調査所見を報告したい。

### 〔料紙〕

山田郡田図は三紙からなる。三紙とも縦二八・三cmであり、横は合計で天辺一二四・八cm、地辺一二五・三cmである。第一紙は右端の欠損が甚しいが、天辺で五三・三cm、地辺で五四・五cmを第二紙との継目（左上継）まで計れる。第二紙は、第一紙との継目（糊代は八mm）から第三紙との継目までは、地辺で五五・〇cmを計るが、天辺は右から約七cm欠損している。第三紙は、第二紙との継目（糊代は七mm）の左側から、下方に欠損のある左端まで天辺で一六・五cm、地辺で一五・八cmを計る。紙高は、第一紙の地辺の「西」字と第二紙天辺の「東」字の一部が修理の際に切り取られているので、元来は一八・五cm程度であったと考えられる。標定図に概略を示した如く第一紙及び第二紙に欠損が甚しく、そのため丁寧な裏打ちと表装が施されている。裏打ちは二重である。初度の裏打ちは全面に施されているが、この裏打ち 자체の欠損や、裏打ち後の欠損の進行も生じている。そこで初度の裏打ちの上から更に全面に二度目の裏打ちを施して、天地に縁を付し、台紙・棊紙を著している。この







〔凡例〕 1. ①～⑦は文字の書かれている位置及び墨痕の位置、Ⓐ～Ⓑは彩色のある位置、Ⓑは墨線のある位置をそれぞれ示す。2. 料紙の寸法は、単位cm。坪の辺長は(5.0)のように示す。単位cm。3. 太線は紙縁辺・地種界線、実線は坪界線・郡界線、破線は墨線で区切られていない彩色の境目、一点鎖線は欠損部の推定原形を、それぞれ示す。料紙の形状は概略であり、小さな欠損部は描かなかつた。4. 「弘福之寺」印の印影の位置は□で示す。5. 文字・彩色の内容は、本文及び口絵写真を参照されたい。6. 坪の行(1～11)と列(1～5)を記した。坪位置は1・1(行・列)の如く表わす。

表装は松岡調が入手した後に施したものであり、初度の裏打ちは、柏木貨一郎が所持していた段階で既に施されていたものであると考えられる。

第一紙と第二紙の継目は、「弘福之寺」の継目表印の中央部が、紙長方向に三mm縮まつてあるから、修理の際の継直しの際に第二紙の右端が切り縮められたか、糊代の下への第一紙の入り込みが増えたと推定される。欠損は第一紙と第二紙・第三紙では状態が異なる。第一紙は右端から左の方向へ七～八cm毎に地辺から天辺方向へ欠損と紙面の損耗が生じてゐる。第三紙には二か所の大きな欠損があるが、第二紙には大きく欠落するような欠損は、右上隅のみであり、第三紙から続く損傷は、部分的な小さな穴と、主として裏面から進行していると思われる紙面の損耗という状態で現われている。第一紙左上隅の欠損と第二紙右上隅の欠損が両紙の紙継目の中央部で一致していないこと、第一紙と第二紙の継目表印の修補の際の切り縮め、第一紙と第二紙・第三紙の欠損の繰返しの進行方向の違いは、第一紙と第二紙・第三紙が、初度の裏打ちが施される段階では二断簡に分離していたことを示していると見ることも出来るかもしれないが、なお不明な点が多い。<sup>(13)</sup>

第一紙・第二紙には、紙高約二八・五cm、紙長約五五cmの完形の料紙が使用され、第三紙はその料紙を三分の一にしたものが使用されていたのである。なお、第一紙の右に原裱紙が接続されていたかどうかは、第一紙右端が幅一～二cm欠損しているので不明であるが、恐らく原裱紙は無かつたと考えてよからう。

紙質は、裏打ちにより不明な点が多いが、三紙とも同じであり、楮紙と推定される。

〔構成〕

第一紙・第二紙には、紙高約二八・五cm、紙長約五五cmの完形の料紙が使用され、第三紙はその料紙を三分の一にしたものが使用されていたのである。なお、第一紙の右に原裱紙が接続されていたかどうかは、第一紙右端が幅一～二cm欠損しているので不明であるが、恐らく原裱紙は無かつたと考えてよからう。

紙質は、裏打ちにより不明な点が多いが、三紙とも同じであり、楮紙と推定される。

次に田図全体の構成を概観しておこう。端裏の外題の有無は第一紙右端が欠損しているので不明である。表面の首題または書出し文言は、存在したとすれば第一紙右上隅がその位置であるが、「**田郡**□**郷船椅**」(重)（糸文⑤）の所在注記があるので、それらが存在した余地は無い。田図は、第一紙右端を天に、第二紙左端を地にして、方位は天を南、地を北にして描かれ、第三紙には田図と直角に紙高方向を天地として年月日及び書止文言（「田図定」）と使僧・寺家署判が記されている。

田図の構図を見てみよう。第一紙右下の「山田香川二<sup>郡</sup>境」（糸文①）の注記の左から第二紙左下隅の第三紙との縫目まで、地辺から一・〇(一・一cm)のところに標記の郡界を示す墨の直線が引かれている。「山田

香川二郡境」の注記は第二紙右下隅にも記されている。この郡界線は一直線であり、現在まで町村界として機能している。そしてこの郡界線を

基線として一町方格の地割が墨線で二か所に描かれている。これら一町方格の地割は条里の一坪に当たる。この二か所の方格地割が寺領田畠の所在地であり、寺領に関係しない地域の方格地割は描かれていない。第一紙には寺領の所在する郡郷里名（「**田郡**□**郷船椅**」）と南地区の十一か坪の寺領と南地区の田畠に関する集計記載、第二紙には右端を坪界線として北地区の二十か坪の寺領と北地区及び南北両地区の田畠に関する集計記載が記されている。第一紙の集計記載の隣りの南地区の図と北地区の図の間には「×夫田十町□□在」（糸文⑧）の記載がある。これは、南地区と北地区の間には寺領でない人夫田が長さ十町余にわたり存すること、兩地区の間の空白がそれに相当することを示すために記されている（福尾前掲論文、七〇頁）。

一坪の辺長は五cm強であり縮尺は二一〇〇分の一程度である（米倉二郎「庄園図の歴史地理的考察」『広島大学文学部紀要』一二号、一九五七年九月、三六五頁参照）。寺領の東西幅は、南地区で最大四町、北地区で最大五町

なので、天地にそれぞれ一cm余を残して紙高方向ほぼ一ぱいに五坪を描いている。各坪の方格の中には、坪地名（正確には坪内の田の地名）・地積（町・束代）・地品（上・中）・直米（貯租直米、石斗）が記され、坪内に更に田以外の区分がある場合にはその部分にも地種・地積・直米などを記している。坪内の田以外の区分は彩色により地目を示し、その彩色を地形形状を示す墨線で囲む場合が多い。文字の大きさは、坪内の記載でも、一般に当時の公文書と同様に五mm～一cm程度あり、区分された地種内の文字も三mm程度はあり、欠損や損耗部分でなければ判読に困難はない。以上のような田図の構成は、田図の主題と密接に関連するが、それについては別の機会に論じる。

#### 〔文字の解説〕

調査の結果による糸文を、糸讀の根拠を示し諸問題を指摘するためには、記載毎に掲げ説明を行なおう。なお、従来の糸文の定本とされてきた『大日本古文書』七と福尾「讃岐国山田郡弘福寺領田図考」との比較については、紙数の都合で、特に重要な相違点のみ指摘する。その際、両者をそれぞれ大日本古文書・福尾論文と略する。ただし、従来の糸文と本稿の糸文の相違する箇所には左傍に「・」を附した。また欠損部に文字が存在したことが推定される場合には、推定存在字数分の「×」を記した。改行を「/」で示し、行数を左傍に I・II……で、字数を左傍に 1・2……で、それぞれ必要な場合に示した。

①「山田香川二<sup>郡</sup>境」 五字目は若干の虫損があるが「二」と判読できる。六字目の「<sup>5</sup>郡」は、江戸時代後期の模本以来、旁の部分が欠損しているが、内容及び②の同内容の記載から「郡」と推定される。大日本古文書は文末の「境」の下に「」と記して一字以上の文字の存在を推定するが（主題表記と理解したのである）、「境」の下には約一cmの余白があり、そこに文字は書かれていたと判断される。

②③⑥ (墨痕) ②は表の、③⑥は裏の墨痕。②⑥は墨汚れ状で、③は「・」状の残画様の墨痕。

④ 「・」 集古図は残画を表示するが、その読み取りは誤まつてい  
る。この場所は、北地区の②「南」の表示に対応する位置にあり、かつ  
残画は「南」の第一・二画と第三画の起筆部分と第四画の横線と右肩と  
判読できるので、「南」と推定した。

⑤ 「山」<sub>4</sub> 「田郡」<sub>4</sub> 「郷船椅」<sub>里</sub> 一字目は第一紙右端の欠損部にかかり大部  
分が欠けるが、僅かに墨痕が欠損部周縁に残る。その墨痕は「山」の第  
二画の起筆部分と縦から横へ変わる左下角と、第三画の終筆部分である  
と考えられる。集古図は「山」と記すので、十八世紀末には「山」と判  
読できたのである。内容上も山田郡とあるべき記載である。四字目も  
欠損部に当たるが、「郷」の右上に僅かに墨痕がある。この文字は、從  
来より田図の現地比定により「林」と推定されているが、墨痕は「林」  
の最終の第八画の終筆部分の残画と見ることができる。八字目は欠損部  
分に接して「田」字様の残画があり、これは「田」より平たいので「里」  
の上半部であることが推定される。

⑦ 「津田西口／百冊束代／上／直米一石／二斗」(五行) • ⑧ 「津田百冊  
／七束代上／直米二石」(四行)

⑦⑧は坪<sub>1・1</sub>・<sub>1・2</sub>(<sub>1・1</sub>等は坪位置を示  
す行列。標定図参照)の北三分の二に書かれている。坪<sub>1・1</sub>・<sub>1・2</sub>をそれぞれ  
北三分の二と現在はほとんど消失している南三分の一に分かつ位置の両  
坪に連なる緩い波状の縁辺の上に断続的な墨痕があるが、これは坪<sub>1・1</sub>・  
2の南三分の一の彩色された部分(後述の彩色ⒶⒷ)と地種を区別するた  
めの地種界線であり、文字の残画ではない。

⑨ (墨痕) 右の坪<sub>1・1</sub>・<sub>1・2</sub>を貫ぬく墨線の延長上の欠損部との境目に  
は、やはり断続的に坪<sub>2</sub>の東坪界線から1cmと3cm離れた二箇所に線状  
の不鮮明な墨痕があるが、これらが右の地種界線の延長線であるかどうか

かは不明である。この部分には坪の表示(坪<sub>1・3</sub>に当たる坪の東界線)はない。

⑩ 「津田」<sub>1</sub>「束」<sub>3</sub>「代」<sub>中</sub>「直米」<sub>1</sub>「×」<sub>3</sub>「×」<sub>6</sub>「今墾」<sub>2</sub>「×」<sub>2</sub>「代」<sub>1</sub>「直米」(五行)

一行三字目の「□」は、欠損部との境に墨痕があるので「□」としたの  
であるが、この墨痕は行より右にずれているので文字の残画ではないか  
かもしれない。一行四字目の「×」は欠損部における文字の存在を示して  
いるが、积文⑯で後述する如く坪<sub>2・1</sub>・<sub>2・2</sub>の北辺を含む部分が裏打ちの際  
に元來の位置より南に約1cm寄せて貼られたために坪<sub>2・1</sub>・<sub>2・2</sub>の南北幅が  
約4cmに縮まっているので、字数はあるいは二字であるかもしれない。

一行末の「束」の下に四mm弱の余白があることは、この行にそれほど多  
数の字が詰まつていなかつたことを示している。この「□×」には坪<sub>2・1</sub>  
の水田面積を示す「□百」あるいは「□百□」の数字が入る。三行三字  
目の「□」は横方向の小墨痕。三行六字目の「□」は直米の単位の「石」  
か「斗」の入る場所であるが、墨痕は「斗」の第三画横棒の第二画の点  
から連続する左端と第四角縦棒の終筆部分に相当すると判読される。即  
ち三行目は「直米□石□斗」の記載内容であった。四行二字目の「墾」  
の下は欠損部であるが、行末の「代」との間に数字(一字あるいは二字)  
と「束」の二~三字が入る筈である。五行目は「直米」の下は坪の北界  
線近くまで欠損しているが、「米」の下には若干の余白があり、文字は  
書かれていなかつた、即ち、今舉の直米の数値は記載されていなかつた  
と考えることもできるがなお検討を要する。なおこの「直」は第一次裏  
打ち後の虫喰い状の欠損が見られる部分にかかるており、集古図では  
「直」と明記しているが、大日本古文書では読み取つてない。

⑪ 「津」<sub>1</sub>「田」<sub>4</sub>「×」<sub>2</sub>「束」<sub>1</sub>「代」<sub>1</sub>「□」<sub>1</sub>「直米」<sub>1</sub>「×」<sub>2</sub>「今」<sub>2</sub>「□」<sub>1</sub>「×」<sub>2</sub>「代」<sub>1</sub>「直」<sub>2</sub>「× (五行)

一行一字目の「□」は⑩五行目について述べた第一次裏打ち後の虫喰い  
状の欠損が及んでいるが、集古図の段階でも既に欠損しており二つの墨  
痕しか写し取られていない。この字は、周囲の他の坪地名から「津」で

あると仮定すると、残された墨痕がイ扁の下部と旁の「津」の縦棒の上端に当たると判読でき、更に「聿」に最後に附す「、」の残画と見られる墨痕も見える。よつて「津」と判読してよい。一行三字目「四」は左三分の一と最終の第五画の横棒が欠損しているが「四」と判読してよい。その下の欠損部には数字が入るが、その字数は二字（または三字）と見られる。即ち、「百」と十位の数値を示す数字一字（または二字）である。

二行一字目の「□」は、「束」の次なので「代」が位置すると考えると、墨痕がイ扁の第二画の下端の残画と判読できるので「代」と確認できる。二字目は田品を示す「上」または「中」であろう。欠損部の周縁に墨痕があるが判読できない。二行目は從来読み取られていない。三行目下半の欠損は二字以上であろう。四行二字目「□」も從来読み取られていないが、「今」の下なので他の坪の例と比較して「墾」が位置すると推定される。そこで欠損部の周縁の損耗部分の墨痕を観察すると「墾」の上部の「犧」の多扁の「フ」の残画が判読できる。その下は「□□束」の三字が欠損していると推定される。五行二字目も從来読み取られていないが、同様に「直」の上半部が損耗部分に明白に読み取れる。「直」の下の欠損部には「米」があったであろう。「米」の下は不明。

⑫「津田×××／代×／直米××／今□×××／直×」（五行） 一行目欠損部には三・六字があり、最後の字は「束」であったと推定される。二行一字目「代」の下には田品を示す字が存在したと推定される。

三行目欠損部は「一」四字。四行二字目「□」は积文⑪と同様の残画により「墾」と判読される。五行一字目「直」は坪2・3の東坪界線に接しているのでまぎらわしいが「直」である。「直×」の下は不明。

⑭「津田×××××／直米□××□」（三行） 一行二字目「田」は

欠損が及んでいるが、「田」と判読できる。一行下半部の欠損部には田積数値（二字以上）と「束代□」があったと推定される。数値は一行の字

詰めからみて二字、すなわち「□百」の可能性が強い。とすれば「町」五百代から壘百代を除いた「四百束代」となる。二行三字目「□」は、

紙面が損耗しているが墨痕が明瞭に残り、「四」と判読できる。二行末「□」は点状の墨痕が欠損部との境に残るだけであるが、三字目との間の欠損部に入れて三字程度の字が入るので、この行は「直米四石□斗」の記載であったと推定され、「斗」の残画と考えられる。

⑯「壘百代」 彩色⑩の上から墨書きされている。

⑯「西」 紙の天辺を上にして田図と直角方向に書かれている。文字の下辺は表装の際に若干切除されている。

⑰「津田一町中／直米五石」（二行）

⑱「<sup>I</sup>津田一町上／<sup>II</sup>直米<sup>I</sup>五石」（二行） 坪3は南辺が数mmから約1cm

欠損しており、しかも欠損部の周縁の裏に多数の墨痕がある。筆者は

「弘福寺及び東大寺を中心とした古代寺領莊園の歴史地理学的研究」掲載の积文での記載を「<sup>I</sup>津田一町上／<sup>II</sup>直米<sup>I</sup>五石／□／□（最後の□、□は裏の墨痕か）」と記したが、写真版により観察しなおした結果、「裏の墨痕」に関する認識を改めた。南地区的坪の一辺長は五cm前後に描かれている。第一次の裏打ち修理の際に、坪3の東三分の二の欠損部（彩色部分の抜け落ち）の幅を拡げ過ぎて坪北辺を約六cm程に拡張して貼り付けてしまった。その為に、西隣りの坪3の坪北辺がそれにつれて四・五cmに縮められ、しかも坪3と3の間の坪界線が北西に振れていることからわかるように、坪3・3・3が南方向へ一cm弱持ち上げられてしまつたのである。この歪みは、坪3が南辺が長い台形に、坪3が南辺が短い台形になることと、南北界線が坪2・2・2・2・3の行と坪3・1・3・2・3の行で東西方向に一・二mmのずれを生じ、かつ坪2・2・2の南北幅が約一cm縮められていることに現われている。坪3の南辺の欠損部周縁の墨痕は、坪2・2の

北東隅、坪<sup>2・3</sup>の北辺、坪<sup>3・3</sup>の南辺、坪<sup>3・4</sup>の南西隅が、料紙の欠損の過程で表裏に折れて坪<sup>3・3</sup>の南の欠損部周縁に集まり、表の墨書が紙裏の墨痕の如く映じたものである。墨痕は裏ばかりではなく、表にも移っている。先に四行目とした「□」の墨痕は、欠損部周縁の紙の折れ返りにより表に移った二行一字目の「直」の第四画の右肩部分であると推定したい。また同三行目の「□」は同じ「直」の下辺の第八画の横棒であろう。更に、「五」の上には紙の折れ重り部分の墨痕の中に「米」の上半分の逆文字と、「米」の第四画の縦棒の下端と最終の第六画の終筆部分と推定される表の墨痕などがあり、「米」の字の存在を推定できる。即ち、從来は読み取られていないが、二行目は「直米五石」とあつたと判読できるのである。

⑯ 「<sup>津</sup>田百五十束代／上／直米三石」（三行）

一行一字目「□」は「津」の下三分の一が残っている。かつ釈文⑯で述べた坪<sup>3・3</sup>の南辺の料紙の折れ返りの中の南東隅の部分に、「津」の上半部の逆文字が見える。一行六字目の「束」は下半部が欠損している。同七字目「代」は紙面が損耗しているが判読できる。なお、⑯の記載の上部の坪<sup>3・4</sup>の南界線の三分の一は修理の際に南に振れて貼り付けられているので三行目の上にところで曲がっていたよう見える。

⑰ 「今□四××

坪<sup>3・4</sup>

東三分の二の南を短辺とする台形状の区

画の西辺に、彩色⑮の上から書かれている。二字目「□」は「墾」の上右半の「艮」が残っている。伴信友模本・『讃岐国名勝図絵』は「墾」の下部の「土」を写取っている。また、西隣の坪<sup>3・3</sup>の南の欠損部の東から一・五cmのところに貼り付けられている茶褐色に彩色された最大径五mmの紙片（彩色⑯）に「マ」の上部の残画（⑯）がある。「墾」が約一cmの高さで書かれていたとする「四」との空きは二mm程となり、墾の下に「田」・「島」などの文字に入る余地はない。三字目は大日本古文書・福

⑰ 「東」

料紙の天辺を上にして書かれている。

⑲ 「×××時除百五十／×××未給」（二行）

坪<sup>4・2</sup>の墨線で区切ら

れた西三分の一の区画に書かれるが、この坪は南二分の一が欠損している。欠損部には各行三字前後が書かれていたと考えられる。二行目の「未」は紙面が損耗しているが「不」ではなく「未」である。

⑳ 「×××五十束代」

釈文⑲と同じく上部欠損。「五」の上には、坪名二字と「三百」の数字が入る。二行目に田品の一字、三行目に直米の「□石」の二字があつたと考えられる。

㉑ 「<sup>東</sup>□」

坪<sup>4・3</sup>はほとんど欠損し北辺が僅かに残るのみであるが、そ

の北西隅に「東」の最終第七画の終筆部分と見られる墨痕がある。

㉒ 「北」

田図と同方向に書す。

㉓ 「右田□<sup>数</sup>八町九十八束代 直米冊一石六斗」

田<sup>租</sup>稻百廿束九把四分  
ii

不咸／<sup>合</sup>□×<sup>墾</sup>田八十九束代 ××并租者丙子年×取（三行） 南地区の田数・直米（一行目）、田租稻（二行目）、今墾田数（三行目）の集計記事。  
iii. 3. 4. 12.

一行一字目「右」は上辺欠損。同三字目「□」は「數」の中央部が欠損

尾論文『日本史選集』所収釈文が「田」と読み取るが、「四」である。

「四」の左下方約一cmのところに貼り付けられた茶褐色に彩色された最大径三mm程の小紙片に墨痕があるが、これが「四」の左上隅の欠落部分に当たると思う。「四」の下は欠損部で「一」の数字があつたと考えられる。本田図では四〇は通例冊と書があるので、これが「四十□」を示すとする異例である。五・六字目は行末の残存部に残る僅かな墨痕で、「束」の最終第七画の終筆部分と「代」の右下隅の部分ではないかと推測するが明確でない。なお坪<sup>3・4</sup>の南東角から約一cm北のところに径二・三mmの茶褐色で墨痕のある紙片が貼り付けられているが、これも「墾」の一部ではないかと考えられる。

した残画と判読する。「數」の書体は南地区の集計記事と異なる。集古図は「妻」の上半部を写取る。二行二字目「□」は「租」の扁禾の上部と旁の且の上辺のみ残る。三字目「稻」は上部が欠損。十一字目「分」は中央が欠損するが判読できる。十二字目「不」は第三画縦棒の上が鍵に曲がっているので「未」に見えるが、「不」でよい。三行一字目「□」は「へ」と「一」のみ残り、残画からは「合」か「今」か判読できない。この字の下は欠損部で三字目「□」との間に一字分のスペースがある。三字目は「墾」の上半部の「犧」の下辺と下半部の「土」が残るので「墾」と判読できる。四字目は「田」であるから、三・四字目は「墾田」となり、欠損部の二字目は「今」、一字目は「合」と推定されてくる。南地区には坪<sup>2・1</sup>・<sup>2</sup>・<sup>2</sup>・<sup>3</sup>と<sup>4</sup>に今墾がある。この三行目に記された今墾田八十九束代がどの坪の今墾の合計かが問題となる。この問題は彩色の検討とかかわるので後述したい。三行十二字目「井」の上は欠損部だが、九字目「代」の下の一文字分の空白をおいて、二字程度が書かれていたとすれば、それは「直米」であろう。十八字目は欠損部だが「不」などの存在が推測される。

㉗「山田香川二郡境」これより奥(下)の田図が北地区のものなので、改めて郡界線を指示したものである。

㉘「×夫田十町□□在」南地区と北地区の間に人夫田が介在することを示す。「夫」の上の欠損部には「人」が存在したと推測される。「町」の下には墨痕があるので「□」とする。「在」の上にも明瞭な墨痕があるが判読できないので「□」とする。「□」と「□」の間の欠損部にもう一字程度存在した可能性もある。

㉙「南」田図と同方向に書す。

㉚「樋蒔田一町上／直米五石五斗」(二行)

㉛「茅田一町中／直米四石五斗」(二行)

「茅」は異体字。

- ㉜「造田四百／五十束代上／直米五石」(三行)
- ㉝「島五十束代／直米二斗」(二行)茶褐色の彩色⑪の上に書す。
- ㉞「島百束代／直米三斗」(二行)
- ㉟「島田四百五十／束代上／直米四石七斗」(三行)
- ㉛「島五十／束代直／米一斗／五升」(四行)茶褐色の彩色①の上に書す。
- ㉕「西」天辺を上に書す。
- ㉖「屎田四百束代上／直米四石六斗」(二行)
- ㉗「島百束代／直米三斗」(二行)
- ㉘「島田四百五十／束代上／直米四石七斗」(三行)
- ㉙「島田／束代／直米一斗惡」(三行)茶褐色の彩色⑩の上に書す。
- ㉚「東」天辺を上に書す。補修の際に上辺を切除されている。
- ㉛「角道田一町上／直米五石一斗」(二行)
- ㉜「人夫等田」・㉖「人夫等田」・㉗「人夫等田家」
- ㉝「島卅／束代／直米一斗惡」(三行)茶褐色の彩色⑩の上に書す。
- ㉞「佐布田三百五十束代／上直□三石五斗」(二行)一行四字目「三」は紙面が損耗し第一画がかすれているが、「三」と判読できる。
- ㉟「島百十束代／直米五斗」(二行)茶褐色の彩色⑫の上に書す。
- ㉛「人夫田」・㉜「家」㉖は赤褐色の彩色⑪の上に書す。
- ㉝「佐布口田／十束代／直三斗」(三行)
- ㉞「人夫／等／家」(三行)赤褐色の彩色⑬の上に書す。
- ㉟「佐布田／七十束代上／直米／一石三／斗」(五行)
- ㉛「島百／束代／直五斗」(三行)茶褐色の彩色⑭の上に書す。
- ㉜「島十／束代」(二行)別に井戸の印の「井」がある。
- ㉝「佐布田／八十七束／代上／直米一石五斗」(三行)
- ㉛「倉」と「屋」「倉」は方七畳の墨線の区画の中(無彩色)に、

「屋」は縦四mm・横一・二cmの墨線の区画の中(無彩色)に書かれている。屋の長四角は元来横一・六cmであったが、彩色P・Qがはみ出した分の東から四mmのところに彩色の上から縦線が書かれていた。他に

屋の南に井戸の印の「井」が茶褐色の彩色Pの上に書かれている。

他に

⑤「畠成田五十束代直五斗」

白緑の彩色Qの上に書す。

⑥「畠九十束代三宅」

茶褐色の彩色Rの上に書す。

⑦「畠田一町上直米四石七斗」

(二行)

⑧「佐布田百五十束代上直米一石八斗」

(四行)

赤褐色の彩色Tの上に書す。

⑨「人夫等家畠」

(二行)

坪9・4の北西  
部分の彩色Uの上に書かれているが、Uは茶褐色の上に白緑が重ね塗りされていて、傷んでおり紙高方向に数条の断裂が走っている。そのため、一行三字目「墾」、二字目「百」、二行三字目「束」は若干欠損があるが、それぞれ判読できる。

⑩「畠一百冊束代直米一石五斗」

(四行)

茶褐色の彩色Vの上に書す。

⑪「畠一百九十九束代上直米六石」

(三行)

茶褐色の彩色Wの上に書す。

⑫「畠一百十束代上直米一石一斗」

(三行)

茶褐色の彩色Xの上に書す。

⑬「畠一百四十束代上直米一石一斗」

(三行)

茶褐色の彩色Yの上に書す。

⑭「畠一百四百九十九束代上直米六石」

(三行)

茶褐色の彩色Zの上に書す。

⑮「畠一百四百五十束代上直米一石一斗」

(三行)

茶褐色の彩色AAの上に書す。

⑯「畠一百四百五十束代上直米一石一斗」

(三行)

茶褐色の彩色ABの上に書す。

⑰「畠一百四百五十束代上直米一石一斗」

(三行)

茶褐色の彩色ACの上に書す。

⑱「畠一百四百五十束代上直米一石一斗」

(三行)

茶褐色の彩色ADの上に書す。

⑲「畠一百四百五十束代上直米一石一斗」

(三行)

茶褐色の彩色AEの上に書す。

⑳「畠一百四百五十束代上直米一石一斗」

(三行)

茶褐色の彩色AFの上に書す。

田租稻百七十七束三把六分不咸  
畠数一千四百十三束代之中  
三百冊束代田墾得 直米三石四斗  
六百九十束代見畠直米<sup>三</sup>石五斗  
三百六十三束代三宅之内直不取  
廿<sup>二</sup>束代惡不沽  
畠墾田直米三石四斗 見畠直米三石五斗  
上下田都合廿町十束代 直米百五石  
右米合百十一石九斗  
租稻合三百束三把  
一  
一行十七字目「□」は紙面の損耗で第二画が消えているが「三」と判読できる。二行二字目「租」は下半部欠損。五行十一字目「□」は紙面の損耗で第三画が消えているが「三」と判読できる。六行一字目「三」も紙面の損耗があるが判読できる。七行二字目「□」も同様だが「代」の上なので残画から「束」と判読する。同六字目「沽」は少し欠損。  
⑳(墨痕) 裏に墨痕あり。墨汚れか。

一  
⑳「天平七年歲次乙亥十二月十五日田図定縁勝」  
上座  
三綱<sup>〔知叟〕</sup>  
都唯那<sup>〔古〕</sup>  
田租稻百七十七束三把六分不咸  
畠数一千四百十三束代之中  
三百冊束代田墾得 直米三石四斗  
六百九十束代見畠直米<sup>三</sup>石五斗  
三百六十三束代三宅之内直不取  
廿<sup>二</sup>束代惡不沽  
畠墾田直米三石四斗 見畠直米三石五斗  
上下田都合廿町十束代 直米百五石  
右米合百十一石九斗  
租稻合三百束三把  
一  
一行目は中間左側が欠損するが判読できる。二行四字目「唯」は「維」とあるべきであろう。三行目は墨痕が二字分残る。伴信友模本・『讀岐國名勝図絵』は一字目を「知」、二字目を「古」とする。「古」は「叟」の上半部である。三行目は「知叟」と記されていたのである。岸「班田図と条里制」(四〇三頁)が三行目を「寺主」とするのは誤まりである。寺家署判の都維那・上座の僧職名の下には署名は無い。一行目「縁勝」

は自署風に書かれているが模写である。

なお、以上の全ての墨書は同筆であり、かつ追筆はない。また彩色部分の文字は全て彩色の上から書かれている。

### 〔描線と彩色〕

郡界線・坪界線は墨の直線で引かれている。地種の区分の境界は、坪界線と一致する場合はそれで代用し、坪内を更に区分する場合には墨の直線・曲線を引く。直線も曲線も、初めに押界線を引き、その上を墨でなぞっている。押界線と墨線のずれがはつきりしているのは、①(Ⅴ)の南界線、坪<sup>3</sup>の北界線、坪<sup>4</sup>・<sup>3</sup>・<sup>2</sup>の北界線（こここの押界線は郡界線に達する）などである。なお、地種の境界には、破線で示した①の南境界、⑪と⑯の境界、②③④の境界、⑯の南境界のように、墨線を使用せず、彩色部分の縁辺線で地種の区分を示す場合もある。

坪の一辺は南地区・北地区とも5cm前後である。南地区では坪が正方形に描かれているが、北地区では坪の行7と行8の界線から行9の北界線までの三本が、東で北に若干振れているので、行7と9の坪は少し歪んでいる。坪辺長の概略の数値は図に示しておいた。なお、②で示した位置に南北方向の三本の線状墨痕がある。

福尾「[讃岐国山田郡弘福寺領田図]考」は、积文において、北地区についてだけ彩色を示している。その際、赤彩色・黄彩色・綠彩色の三色を指示する。棚橋「律令国家の生成と展開」（『角川地名大辞典』37香川県、総説）は「白綠（三宅・畠成田）・黄土の上に白綠（今畠翠田）・黄土（畠・岱緒（人夫等家）・無彩色（田・佐布田・旧河道））の各部分に、細心の色分けがなされている」（二六頁）と顔料を特定して指摘する。顔料、白綠の重ね塗りの意味については、筆者も既に簡単に論じたことがあるが、改めて各彩色部分について検討する。

ⒶⒷ 坪<sup>1</sup>・<sup>2</sup>の南三分の一で、北三分の二の無彩色の水田とは、断続

的に残る波状の墨界線で区切られているが、ほとんど欠損しているので彩色されていたことはわかりにくい。しかし注意深く観察すると、坪<sup>1</sup>・<sup>2</sup>の南西隅に当たる位置の坪西界線に接する約七mm径の残存部Ⓐに白綠が塗られていることがわかる。また坪<sup>1</sup>のⒷは北界線と坪西界線の交点の二mm四方程の残存部で茶褐色の彩色が残っている。この茶褐色は、棚橋氏が黄土と指摘する色に相当する。筆者は肉眼による素人の観察なので顔料を特定できないが、黄土である可能性が強いと考える（以下、茶褐色と称する色はこの黄土と考えられる彩色のことである）。この彩色の見方によりⒶの白綠の部分を見直すと、白綠は茶褐色の上に重ね塗りされると見えるが、その下の茶褐色は極めて薄い。なお、坪<sup>1</sup>・<sup>2</sup>の南界線が描かれていたかどうかは欠損のため不明である。

Ⓓ 坪<sup>2</sup>・<sup>4</sup>の東三分の一に波状の墨線（断続的に残存）で区切られた壇には茶褐色が塗られている。

Ⓕ 坪<sup>3</sup>・<sup>4</sup>の東三分の一を、西三分の一の無彩色の水田との間を北に開く墨の直線で区切った台形の区画で中央が欠落し、周縁部しか残存していないが、茶褐色の上に白綠が重ね塗りされている。坪<sup>2</sup>・<sup>3</sup>・<sup>3</sup>の間の欠損部に貼り付けられている最大径五mmの小紙片Ⓖ（文字⑬参照）と坪<sup>2</sup>の東外側の料紙上に貼り付けられた径一・三mmの小紙片Ⓗは、Ⓐ内の欠損部に貼り付けられている径三mmの小紙片（文字⑳参照）と径一・三mmの小紙片と共に茶褐色の彩色があり、Ⓕの一部であったと考えられる。Ⓕの白綠の重ね塗りは東辺・北辺（東より二cm分のみ残る）・南辺は顯著であり、かつ茶褐色の下塗りは薄いようである。ところがⒻの西辺の文字の残画のある部分は、南の「今墾」のあたりは茶褐色の上への白綠の重ね塗りが見られるが、中央より北の方ではほとんど重ね塗りされていない。なお、Ⓕの南辺や北辺の残存部には白綠を塗付した時特有の紙高方向への断裂の痕跡が認められる。無彩色部分の欠損部周縁は紙の縁がぼけて不

明瞭であるが、白線が塗付されていた部分の欠損部周縁は紙の縁がはつきりとしている。ⒶⒷの場合は料紙の右端から繰り返す紙高方向の大きな欠損部にかかっているので、彩色部分の欠落の状況が明らかではないが、Ⓑの場合はその繰り返しの欠損部に当るのではないのに彩色の真中だけ抜け落ちているので、白線の影響で生じた欠損であることがはつきりとわかる。

示す。G(H,I,J,K)は茶褐色で地種は畠。  
G(H,I,J)はそれぞれ連続する地形を

L(SM(T) 赤褐色で地種は人夫家・人夫家島。棚橋氏は岱赭とする。恐らく岱赭であろうと考へるが、とりあえずこの色を赤褐色と表示する。

①⑤⑥は連続する地形を示す。①⑤⑥は、西の畠⑩、東の畠⑪に連なる地形の一部。なお、①の南は無彩色の人夫田であるが、地種区分の墨線は引かれていない。

茶褐色で、地種はP以外は畠。  
⑤U,V,N,W,P,Q,Rは連続

した地形である。(P)は倉・屋・井戸が描かれているので莊園の莊所(住宅)であり、北地区の集計に「三百六十三束代三宅之内」とあるのは①

(P)(R)の面積で、(P)の面積は二六三二代である。

⑤との境の墨界線はない。⑦は今畠墾田である。

⑨ ⑩ ⑪  
⑫ ⑬ ⑭ ⑮  
⑯ ⑰ ⑱ ⑲

同じく東界線から一cmの幅で北界線から六mm離れたところまで茶褐色で塗られている。よってその間には、南北方向に幅三mmで北界線から六mmの幅に東方方向に曲った鍵形の無彩色の区画が生じるが、⑨はこの区画に白線を塗つたものである。しかも白線は⑨に三mm、⑩に三mmはみ出して塗

られてるので南北方向の部分の東西幅は九mmとなつてゐる。また白緑塗付部分には紙高方向の断裂の徵候が数条見える。(P)の屋の墨郭線は积文<sup>56</sup>のところで指摘したが、初め横一・六cmであつたのを後に一・二cmに縮めている。初め茶褐色は一・六cmの枠の外側に塗られていたが、白緑が二mm無彩色の枠内にはみ出したので、更に茶褐色を一mm幅で塗り四mm内側のところに改めて墨線を引いたのである。◎は畠成田である。  
⊗⊗⊗⊗を連ねて茶褐色が塗られた上に、⊗は墨線をもつて区切られ、残りの部分の⊗は茶褐色の縁を残して白緑を重ね塗りして いる。⊗は畠  
畠、⊗は今畠墾田である。

以上の彩色を地種別に纏めると次の如くなる。  
1、赤褐色（岱赭か）⑤⑥「（人夫）家」、⑦「人夫等家」、  
畠。人夫の家・畠を示す。  
2、茶褐色（黄土か） 畠（G H I J K N O R V W X）、莊所（P）及び壘  
（D）に塗られ、更に「今墾」（F）・「今畠墾田」（⑪⑫）及び④の下  
地と⑧に塗られている。

(V) 及びⒶで茶褐色の下地の上に重ね塗りされている。⑦(⓪)の白緑重ね塗りは、元来畠であった土地が墾開されて集計でいう「田墾得」の田（陸田）となつた状況を示している。ところで、南地区は集計に「×墾田」が八十九束代記されているが畠は計上されていない。この八十九束代の中にFの四十余束代を入れると他に四十余束代の今墾田が指定されねばならない。南地区は坪<sup>1</sup>・<sup>2</sup>・<sup>3</sup>の三か所に「今墾」が記されているが、これらは無彩色の部分に記されている。これらの三つの記載は全面開田されていなかつた坪内の非水田地（末墾地）が墾開されたことを示している。一方、ⒶⒷⒻは元来水田と区別され茶褐色に彩色された土地である。しかし南地区の集計には畠が計上されていないので、これら三か所は賃租

される畠ではなかつた。恐らく、茶褐色に塗られ畠地あるいは何らかの微高地であることは表示しながらも、地種（畠）・面積・直米などは記されていなかつたのであろう。（A）に白線が重ね塗りされていることは、元来は微高地であつた土地のうち一部分が墾開されて今墾田となつたことを示しているとも考えられる。南地区の（A）（F）の今墾田は陸田であろう。（25）三行二字目の欠損部に「畠」が入ればこの行は「今畠墾田」の記載となるが、（F）には畠の字は無いので、この想定は成立しない。

4、無彩色 寺領地に關係ない部分及び寺領地の坪の中の水田及び水田でも畠等でもない未墾地を示す。

〔印〕

「弘福之寺」の印文の方四・一cmの朱印を、南地区の集計の三顆、第一紙と第二紙の継目の二顆、北地区・全体の集計の七顆、第二紙と第三紙の継目の二顆の計十三顆、田図の南北方向に合わせて捺す。印文は稚拙で、印郭線が幅一mmと太い。他の弘福寺文書に所用例はない。なお、第一紙と第二紙の継目表印は、修理の際の料紙の切り縮めなどにより、縦が三mm短くなっている。なお、印は文字の上から、文字を書いてすぐの時期に——何十年も何百年もたつていない時期に——捺されている。

(3) 作成時期

本田図が江戸時代より以前から東寺に伝來してきたものであることは疑いないが、それが天平七年作成の原本ではないであろうことは從来より指摘されている。しかしその根拠は明確でない。最後にこの田図が平安時代の写本であることを論じよう。原本でない論拠は次の如くである。（1）寺家三綱の署判に自署がなく、田図を定めた使僧の縁勝の署名も自署風ではあるが自署とは認められない。但し、原本に三綱自署がなかつた可能性もあるので、これは決定的論拠ではない。

(2) 所用印は方四・一cmの「弘福之寺」印だが、弘福寺の公印は方六cmの

「弘福寺印」である。この「弘福寺印」の所用例は、十世紀末から十一世紀初の偽作文書である天平二十年弘福寺牒を除けば、宝亀二年（七七七）に班賜された印を宝亀八年以後に天平宝字七年頃の山田郡司牒案に捺した例が初見であり、使用の下限は、延久二年（一〇七〇）三月二日弘福寺領近江国莊田注進状である。それ以後十二世紀初めまでの弘福寺発給文書にはこの公印は使用されていない。よって、「弘福之寺」印は、宝亀二年以前か、延久二年以後なら使用の可能性がある。しかし、八世纪にこのような制式の寺印を使用した例は他に見えず、「弘福寺印」が使用されていたとするならまだしも、このような印が宝亀二年以前に使用されていたとは考えにくい。しかも、延暦十三年（七九四）弘福寺文書目録には山田郡田図は「讃岐国田白図一巻」と記され、無印であることが明示されている（中野栄夫「白紙」について『古代史論叢』中、一九七八年、吉川弘文館、参照）。したがつて、「弘福之寺」印の所用の事実は原本は無印であることに反することになる。

(3) 白線の重ね塗り部分に、本来は全面に下塗りされていたはずの茶褐色が、きちんと塗られていない例（A）（E）（Q）があり、これらは天平七年以前の田図を原本が引き写す際に生じた彩色の省略とも考えられるが、やはり模写の際の省略であると考え得る可能性もある。

(4) その他、書風が天平期のものとするにはふさわしくないなどの所見もある。

確定的論拠に乏しいが本田図が天平七年作成の原本でないとしたならば、その作成時期はいつごろかを考えねばならない。弘福寺及び弘福寺文書をめぐる状況については、寺印の詳細と共に別稿「弘福寺文書と山田郡田図」に於て述べる予定であるが、その時期は、弘福寺寺家が「弘福寺印」の公印を使用できなくなつてから後の十一世紀末から十二世紀初頭であつて、東寺長者政所の直接支配による弘福寺領復興の運動の中

で模写が行なわれたものと推測する。書風、料紙、全体の印象などは、平安中期から後期の頃のものとの所見と矛盾しないと考える。

### 結語

本田図は、原本を極めて忠実に模写した写本であり、古代史研究の史料としての価値は極めて高いものである。これが調査の結論である。しかししながら、未だ何ペーセントかは本田図が原本または八世紀頃の写本である可能性があることを否定できないというのが正直な感想である。

なお、田図の莊園史的研究や歴史地理学的研究は別の機会に論ずる予定である。最後に、三度にわたり田図の調査を御許可下さった所蔵者松岡弘泰氏に厚く御礼申し上げたい。また資料を提供して下さった皆川完一氏、棚橋光男氏・鎌田元一氏にも感謝申し上げる。

### 注

- (1) 石上「弘福寺領讃岐国山田郡田図の調査」(『現存古地図の歴史地理学的研究』一九八一年三月、東京大学史料編纂所。「科学的研究費による研究の報告」として『東京大学史料編纂所報』一六号(一九八二年三月)に収録。山田郡田図に関しては一部訂正)・『現存古地図の歴史地理学的研究』の分担研究の報告——天平七年讃岐国山田郡田図(『東京大学史料編纂所報』一八号、研究発表、一九八四年三月)・弘福寺及び東大寺を中心とした古代寺領莊園の歴史地理学的研究(同一九号、一九八五年三月)。
- (2) 鳴戸開田地図について(『類纂田制篇』二(一八八三年)には貞幹の模写跋語を記しているが、それによれば、貞幹が東大寺印倉所伝の田図を模写したのは寛政六年(一七九四)晚冬のことである。
- (3) 『集古図』は書陵部本・東京大学総合図書館本によつた。川瀬一馬『藤原貞幹の業績』(一九六八年、五島美術館、一六頁)参照。藤貞幹影抄古文書中にあるといふが未見。

(4) 狩谷被斎書入本『好古小錄』(『日本芸林叢書』三、一九二八年、六合館)には、「桜雲東寺觀智院藏文政二年五月觀」と被斎が山田郡田図を見たことが記されている。

(5) 「東寺百合文書について」(『図録東寺百合文書』一九七〇年)、一四頁参照。

(6) 貞幹は近江国山田郡とするが、誤まり。

(7) 『藤貞幹墓古印譜』(明治二〇年刊)は除外した(樋口秀雄「日本古印研究史——日本古印の印譜をめぐって——」『日本の古印』一九六四年、二玄社、一六〇~一六一頁参照)。

(8) 榎原景惇(宝暦五年(一七五五)~天保五年(一八三四))・景紹父子の事蹟は『高松市史』(一九三三年、高松市役所、一六三頁・一四二頁)等参照。

(9) 史料編纂所所蔵影写本『柏木賀一郎氏所蔵文書』(明治二三年影写)は、①延暦七一年多度神官寺伽藍起并資財帳、②嘉祥二年十一月廿日高田郷長解、③葛野郡班田図、④承平二年九月廿二日丹波国牒の四通の東寺旧蔵文書・絵図を収録する。

(10) 戦前の香川県教育会木田郡部会郡誌編纂会編『木田郡誌』(一九二六年、木田郡教育部会)は、田図の後半部の写真を掲載している。

(11) 『香川県大百科辞典』(一九八五年、四国新聞社)の山田郡田図の項(唐木裕志氏執筆)も「鎌倉時代の写本」との説を採っている。

(12) 『角川日本地名大辞典』37香川県(一九八五年、角川書店)の口絵にカラーフ版が掲載された。特に彩色の多い北地区の部分図も掲載された。なお、「弘福寺及び東大寺を中心とした古代寺領莊園の歴史地理学的研究」で掲げた跋文は、誤脱があつたので、本稿に掲げる跋文により訂正する。が連続するように描写しているが誤りである。